

郡山市認可保育所等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認可保育所等（保育所、小規模保育事業（A型）及び認定こども園をいう。）の整備事業（以下「事業」という。）を実施する者に対し補助金を交付することについて郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助額)

第2条 補助の対象となる事業、対象者、経費及び補助金の額は、別表第1から別表第5に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、別表第1から別表第5に定める額を限度として、予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付申請をしようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

2 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容のうち、次に掲げるものを変更する場合には、市長の承認を受けること。
 - ア 建物の規模及び構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員

(2) 補助金を目的外に使用しないこと。

(3) 補助金に係る会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(事業の事前着手の申請等)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者が、補助金の交付の決定前に補助事業に着手しようとするときは、補助事業事前着手承認申請書（第1号様式）を市長に提出して申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、補助事業事前着手承認申請書の審査等により、事業の目的及び内容が適正であるか、当該申請の理由がやむを得ないものと認められるかなどを確認し、当該申請を承認すべきものと認めたときは、速やかに承認をしなければならない。

3 市長は、前項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付けるものとする。

(1) 事業着手後であっても、補助金の不交付の決定又は申請額を下回る額での交付の決定をする場合があること。

(2) 事業着手から補助金の交付決定があるまでの期間は、事業計画の変更は認められないこと。

(3) 事業着手後に天災地変により生じた損失は、全て申請をした者の負担とすること。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、補助事業事前着手承認通知書（第2号様式）により、速やかに第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(概算払)

第6条の2 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 前項の実績報告を行うに当たって、第4条ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかであるときは、これを補助金額から減額して報告するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に係る補助金の返還)

第8条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助金の交付の決定を受けた者は、実績報告後に消費税の申告により補助金に係る地方消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額報告書（第3号様式）により、速やかに報告するものとする。

2 項の報告があったときは、その消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部または一部の返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

第9条 規則第20条ただし書きに規定する市長が定める期間は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表第2に規定する当該財産の耐用年数が経過した日までとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 9 日から施行し、改正後の郡山市児童福祉施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成 27 年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市児童福祉施設整備費補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市児童福祉施設整備費補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

補助対象 事業名	対象施設 及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
賃貸物件による保育所整備事業	賃貸物件により、新たに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（同法第 56 条の 8 に規定する公私連携型保育所を含む。ただし、認定こども園法第 3 条第 1 項に基づく認定を受けることができる保育所にあつては、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分に限る。以下「認可保育所」という。）を設置する際の借上時における改修費等の経費を一部補助する。	社会福祉法人、学校法人又は児童福祉法第 35 条第 5 項各号に定める基準に適合する者	既存建物を借り上げて認可保育所の本園又は分園（20 人未満分園を含む。）を設置し、保育を実施する場合に必要な改修等に要する経費	事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額に相当する額以内の額に 4 分の 3 を乗じて得た額と保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和 5 年 10 月 12 日こ成事第 520 号）（令和 7 年 9 月 8 日こ成保第 519 号一部改正通知）別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」別表間接補助事業の部保育所等改修費等支援事業の項 3 基準額の欄中(1)賃貸物件による保育所等改修費等に定める額に 4 分の 3 を乗じて得た額のいずれか低い額

別表第 2（第 2 条関係）

補助対象 事業名	対象施設 及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
賃貸物件に よる小規模 保育整備事 業	賃貸物件により、新た に小規模保育事業を 実施する際の改修費 等の経費を一部補助 する。	子ども・子育て支 援法（平成 24 年法 律第 66 号）第 43 条に基づき地域型 保育給付（小規模 保育に限る。）の支 給に係る事業を行 う者として市長の 確認を受けた事業 者又は確認を受け ることが予定され ている事業者	小規模保育事業を実施 する場合に必要な改修 等に要する経費	事業又は工事請負契約 等を締結する単位ごと に、補助対象経費の実 支出額に相当する額以 内の額に 4 分の 3 を乗 じて得た額と令和 4 年 度（令和 3 年度からの 繰越分）保育対策総合 支援事業費補助金（保 育所等改修費等支援事 業等（令和 3 年度補正 予算分）分）の国庫補 助国庫補助について別 紙令和 4 年度（令和 3 年度からの繰越分）保 育対策総合支援事業費 補助金（保育所等改修 費等支援事業等（令和 3 年度補正予算分）分） 交付要綱 別表間接補 助事業の部保育所等改 修費等支援事業の項 3 基準額の欄中(2)小規 模保育改修費等に定め る額に 4 分の 3 を乗じ て得た額のいずれか低 い額

別表第3（第2条関係）

補助対象 事業名	対象施設 及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
保育所整備 事業 （就学前教育・保育施設整備交付金分）	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含む。）の新設、修理、改造又は整備を実施する際の経費を一部補助する。	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱別表1－1算定基準（創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備）4対象経費に定める施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	以下の1により算出した額と2により算出した額を比較していずれか少ない方の額 1 以下の（1）及び（2）を合算した額 （1）国負担分 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱別表2－2で定める基準により算出した基準額の合計（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。） （2）市負担分 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱別表2－2で定める基準により算出した基準額の合計を2倍にして4分の1を乗じた額 （1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。） 2 以下の（1）及び（2）を合算した額 （1）国負担分 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除し

				た額を比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じた額（1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。） (2) 市負担分 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に4分の1を乗じた額（1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
--	--	--	--	--

別表第4（第2条関係）

補助対象 事業名	対象施設 及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
認定こども 園整備事業 （就学前教育・保育施設整備交付金分）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園、認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園、認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の新設、修理、改造又は整備を実施する際の経費を一部補助する。	社会福祉法人又は学校法人	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱別表1－1算定基準（創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備）4対象経費に定める施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	以下の1により算出した額と2により算出した額を比較していずれか少ない方の額 1 以下の(1)及び(2)を合算した額 (1) 国負担分 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱別表2－2、別表2－5で定める基準により算出した基準額の合計（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。） (2) 市負担分 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱別表2－2、別表2－5で定める基準により算出した基準額の合計を2倍にして4分の1を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。） 2 以下の(1)及び(2)を合算した額 (1) 国負担分 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない

				方の額に2分の1を乗じた額（1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。） (2) 市負担分 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に4分の1を乗じた額（1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
--	--	--	--	--

別表第 5（第 2 条関係）

補助対象 事業名	対象施設 及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
小規模保育 整備事業 （就学前教育・保育施設整備交付金分）	児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（A 型）（以下「小規模保育事業」という。）を行う事業所の新設、修理、改造又は整備を実施する際の経費を一部補助する。	郡山市が認めた者	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱別表 1－1 算定基準（創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備）4 対象経費に定める施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	以下の 1 により算出した額と 2 により算出した額を比較していずれか少ない方の額 1 以下の（1）及び（2）を合算した額 （1）国負担分 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱別表 2－9 で定める基準により算出した基準額の合計（1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。） （2）市負担分 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱別表 2－9 で定める基準により算出した基準額の合計を 2 倍にして 4 分の 1 を乗じた額（1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。） 2 以下の（1）及び（2）を合算した額 （1）国負担分 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に 2 分の 1 を乗じ

				た額（1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。） (2) 市負担分 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に4分の1を乗じた額（1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
--	--	--	--	---

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

郡 山 市 長

住所又は所在地

氏名又は団体名
及び代表者名

補助事業事前着手承認申請書

事業について、交付決定前に着手したいので、郡山市認可保育所等整備費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、申請します。

事業名	
総事業費	
着手予定年月日	
完了予定年月日	

年 月 日

様

郡山市長

補助事業事前着手承認通知書

年 月 日付けで提出された補助金等交付決定前着手承認申請に対し、次のとおり補助金等交付決定前着手について承認したので、郡山市認可保育所等整備費補助金交付要綱第6条第4項の規定により、通知します。

事業名	
総事業費	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
(事業着手の条件)	
1 事業着手後であっても、補助金の不交付の決定又は申請額を下回る額での交付の決定をする場合があること。	
2 事業着手から補助金の交付決定があるまでの期間は、事業計画の変更は認められないこと。	
3 事業着手後に天災地変により生じた損失は、全て申請をした者の負担とすること。	

第3号様式（第8条関係）

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地
申請者

氏名又は団体名
及び代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度郡山市認可保育所等整備費補助金について、郡山市認可保育所等整備費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

円

※注：別添参考となる資料（金額の積算の内訳）を添付すること。